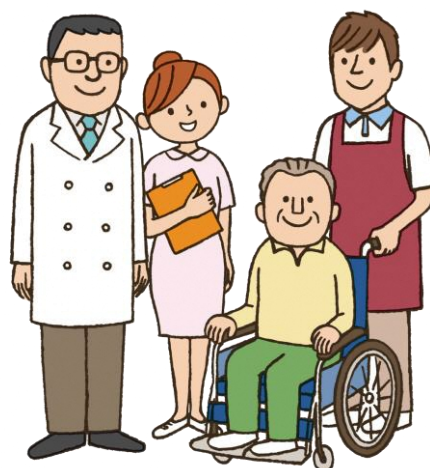


第7期雲仙市高齢者福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月

雲仙市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の期間	2
第2章 雲仙市における高齢者等の状況	3
1 人口・高齢化率の状況	3
(1) 人口構造	3
(2) 地区別人口・高齢化率	4
(3) 高齢化率の推移	4
(4) 高齢者世帯の状況	5
2 要支援・要介護認定者の状況	6
第3章 計画の基本的考え方	7
1 基本理念	7
2 基本目標	7
3 施策の体系図	8
第4章 雲仙市の福祉関連計画が共通して取り組むこと	9
第5章 施策の展開	12
基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らす	12
(1) 災害や感染症への備え	12
(2) 高齢者の権利擁護と虐待の防止	14
(3) 高齢者の住まいの安定的な確保	18
基本目標2 いくつになっても健康に暮らす	19
(1) 介護予防・重度化防止の推進	19
(2) 認知症施策の推進	21
(3) 在宅医療・介護連携の推進	23
基本目標3 いきいきと生きがいをもって暮らす	25
(1) 高齢者の孤立防止とふれあい	25
(2) 地域における生きがいづくり	26
基本目標4 お互いに支え合いながら暮らす	28
(1) 地域における支え合い	28
(2) 充実したサービスの利用	29

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

わが国では、平成19年以降、高齢化率が21.0%を超える「超高齢化社会」となっています。また、令和7（2025）年には「団塊の世代」が75歳以上となり、さらに、「団塊ジュニア世代」が高齢期に入りはじめる令和22（2040）年には、高齢者人口がピークを迎えると予想されています。そのため、人口減少と少子高齢化に対応した社会のあり方がより一層求められます。

また、福祉全体としては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会の実現が目指されています。その中で、介護・高齢者の分野では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が目指されています。

雲仙市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に「雲仙市第6期高齢者福祉計画」を策定し、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据え、地域包括ケアシステムの構築と持続可能な介護保険制度の運営に向けた具体的な取り組みを推進してきました。

「第7期雲仙市高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、引き続き地域包括ケアシステムの整備を進めると同時に、担い手となる現役世代が減少すると予想される令和22（2040）年も念頭に置いた上で、高齢者自身が役割や生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて策定をするものです。

2 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、高齢者を対象とした福祉事業全般に関する総合計画と位置づけられます。

計画の策定にあたっては、市の上位計画である「第2次雲仙市総合計画」や、「第3期雲仙市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図ります。なお、「第9期介護保険事業計画」については、本市が構成市となっている島原地域広域市町村圏組合で別途策定されることとなっています。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間と定めます。

また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年度と、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要とニーズが増加・多様化すると同時に、担い手となる現役世代が著しく減少する令和22（2040）年度を見据えて計画を定めます。

年度	…	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	…	令和 22 2040
計画 期間		第6期										
					第7期							
								次期計画				

第2章 雲仙市における高齢者等の状況

1 人口・高齢化率の状況

(1) 人口構造

本市の総人口は、平成30年から令和5年にかけて、44,149人から41,324人へと2,825人減少しています。

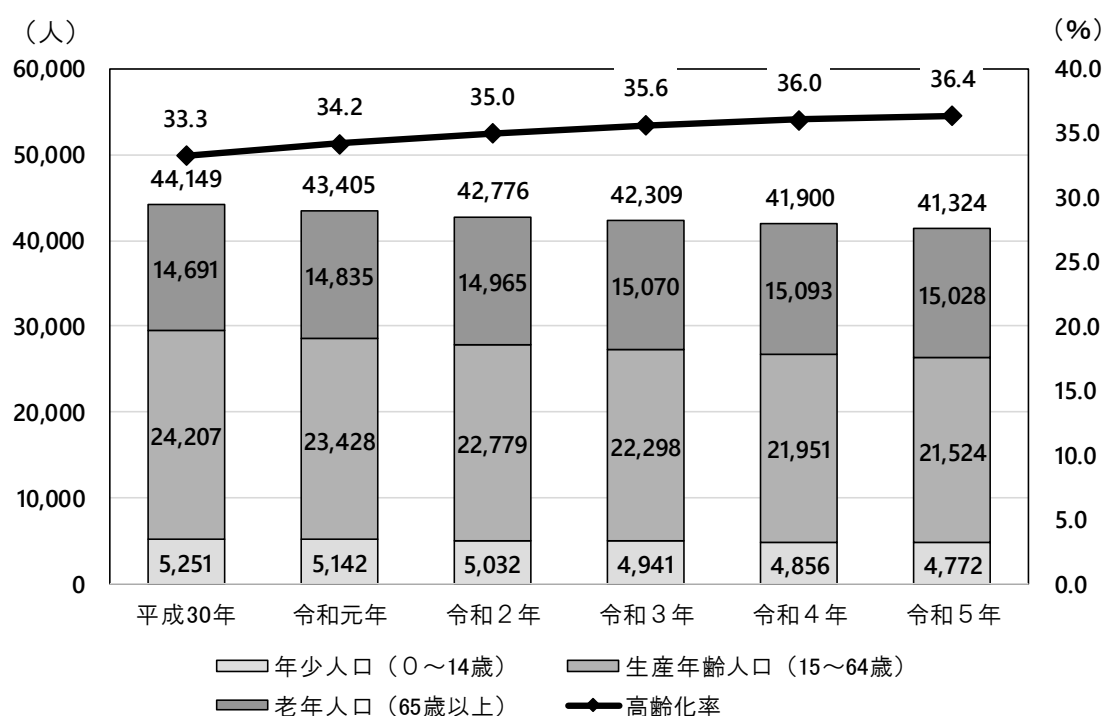
年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少しており、なかでも生産年齢人口は24,207人から21,524人へと2,683人減少しています。一方、老年人口は14,691人から15,028人へと337人増加しており、特に65～74歳の前期高齢者は6,470人から7,078人へと608人増加しています。

■人口の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口（0～14歳）	5,251	5,142	5,032	4,941	4,856	4,772
生産年齢人口（15～64歳）	24,207	23,428	22,779	22,298	21,951	21,524
老年人口（65歳以上）	14,691	14,835	14,965	15,070	15,093	15,028
前期高齢者（65～74歳）	6,470	6,687	6,940	7,249	7,230	7,078
後期高齢者（75歳以上）	8,221	8,148	8,025	7,821	7,863	7,950
総人口	44,149	43,405	42,776	42,309	41,900	41,324
高齢化率	33.3%	34.2%	35.0%	35.6%	36.0%	36.4%

資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）



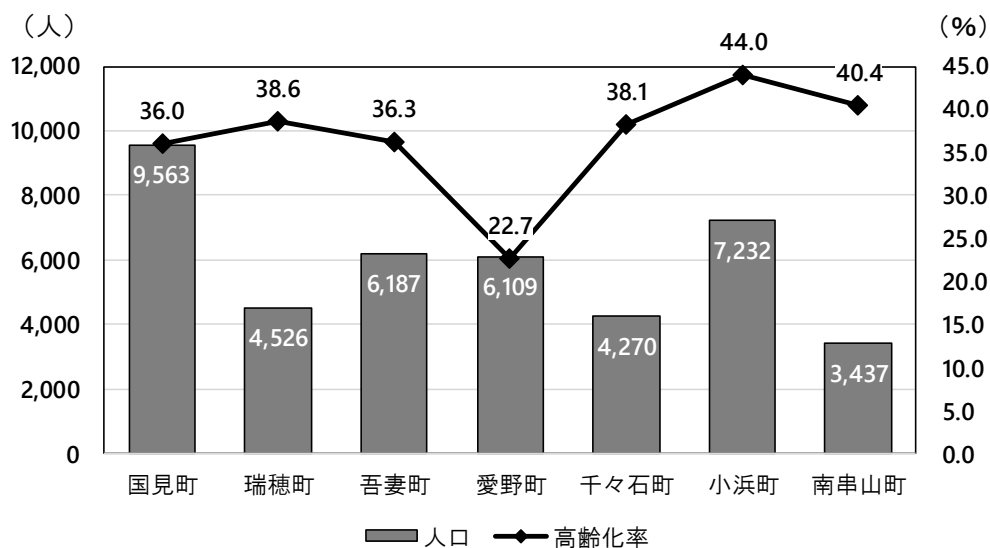
(2) 地区別人口・高齢化率

令和5年9月末現在の地区別人口・高齢化率をみると、国見町で最も老年人口が多く、3,446人となっています。一方、総人口に占める老年人口の割合を示す高齢化率は、小浜町で最も高く、44.0%となっています。

■地区別人口・地区別高齢化率

単位：人

	国見町	瑞穂町	吾妻町	愛野町	千々石町	小浜町	南串山町
老年人口（65歳以上）	3,446	1,746	2,244	1,389	1,629	3,185	1,389
前期高齢者（65～74歳）	1,583	850	1,135	671	820	1,366	653
後期高齢者（75歳以上）	1,863	896	1,109	718	809	1,819	736

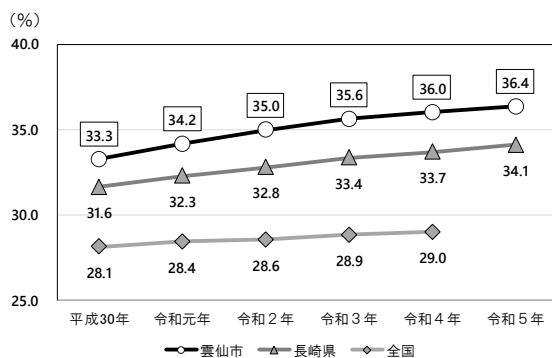


資料：住民基本台帳（令和5年9月末日現在）

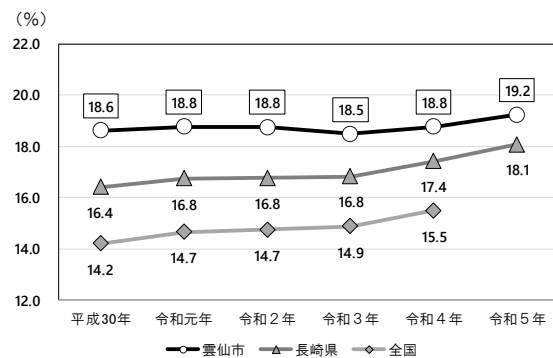
(3) 高齢化率の推移

本市の高齢化率は国、県の平均より高く推移しています。また、後期高齢化率についても、国、県の平均を上回って推移しており、19.0%台となっています。

■高齢化率の比較



■後期高齢化率の比較

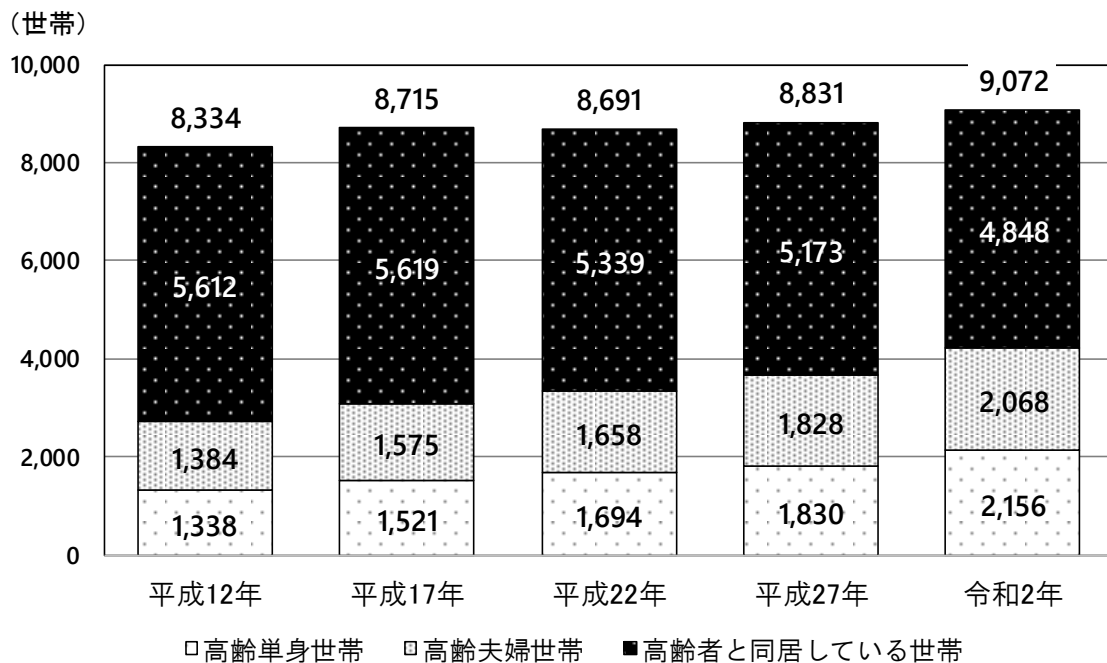


資料：雲仙市/「住民基本台帳（各年9月末日現在）」 長崎県/「長崎県異動人口調査」
全国/総務省統計局「人口推計」

(4) 高齢者世帯の状況

本市の高齢者世帯は増加傾向にあり、平成12年から令和2年にかけて8,334世帯から9,072世帯へと738世帯増加しています。また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は年々増加傾向にある一方、高齢者と同居している世帯は平成17年以降減少傾向に転じています。

■ 高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

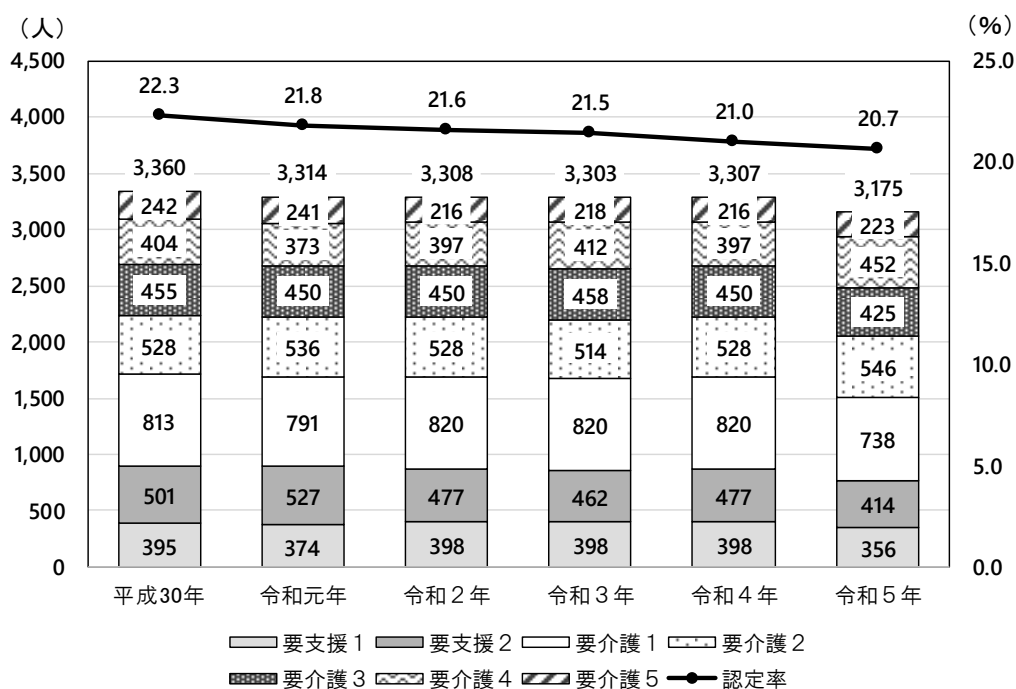
2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は平成28年をピークに緩やかな減少傾向となっています。平成27年と令和2年を介護度別に比較すると、要介護1、要介護3、要介護4は増加しています。

要介護認定率（第1号被保険者に占める要支援・要介護等認定者の割合）については、平成28年以降低下しており、令和2年現在、21.6%となっています。

要支援・要介護認定者の軽度から重度別の構成比をみると、平成27年から令和2年にかけて、中度（要介護1・2）、重度（要介護3以上）の割合が増加しています。

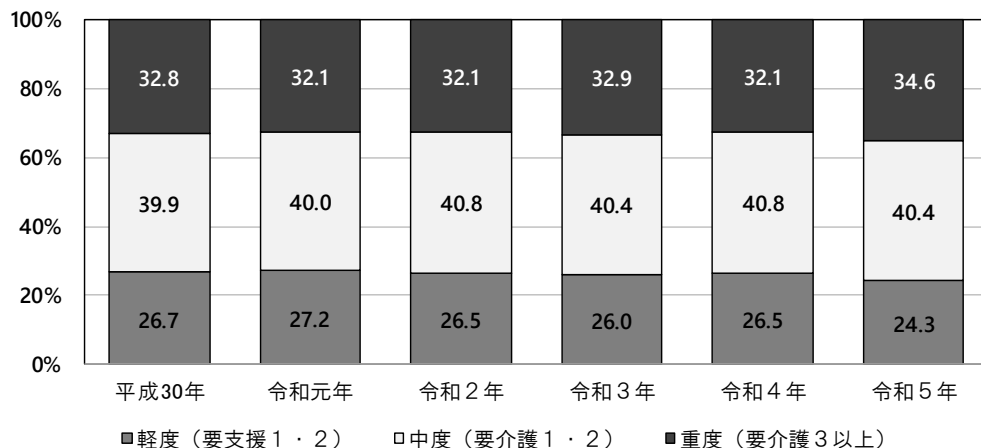
■ 要支援・要介護認定者数の介護度別の推移



※認定者数には、第2号被保険者認定者数を含む

資料：島原地域広域市町村圏組合（各年9月末日現在）

■ 要支援・要介護認定者の軽度から重度別の構成比の推移



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いくつになっても 安心して、いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

本計画の基本理念は、第2次雲仙市総合計画の地域福祉・高齢者福祉分野における政策の基本方針を踏まえ、「高齢者が住み慣れた地域で、いくつになっても安心して、いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」とします。

2 基本目標

計画の基本理念には、「安心」「健康」「生きがい」「支え合い」という重要課題が含まれています。それらを以下に挙げる4項目の基本目標として掲げ、それぞれの分野で現状と課題を踏まえつつ、具体的な取り組みを掲げることで計画を推進していきます。

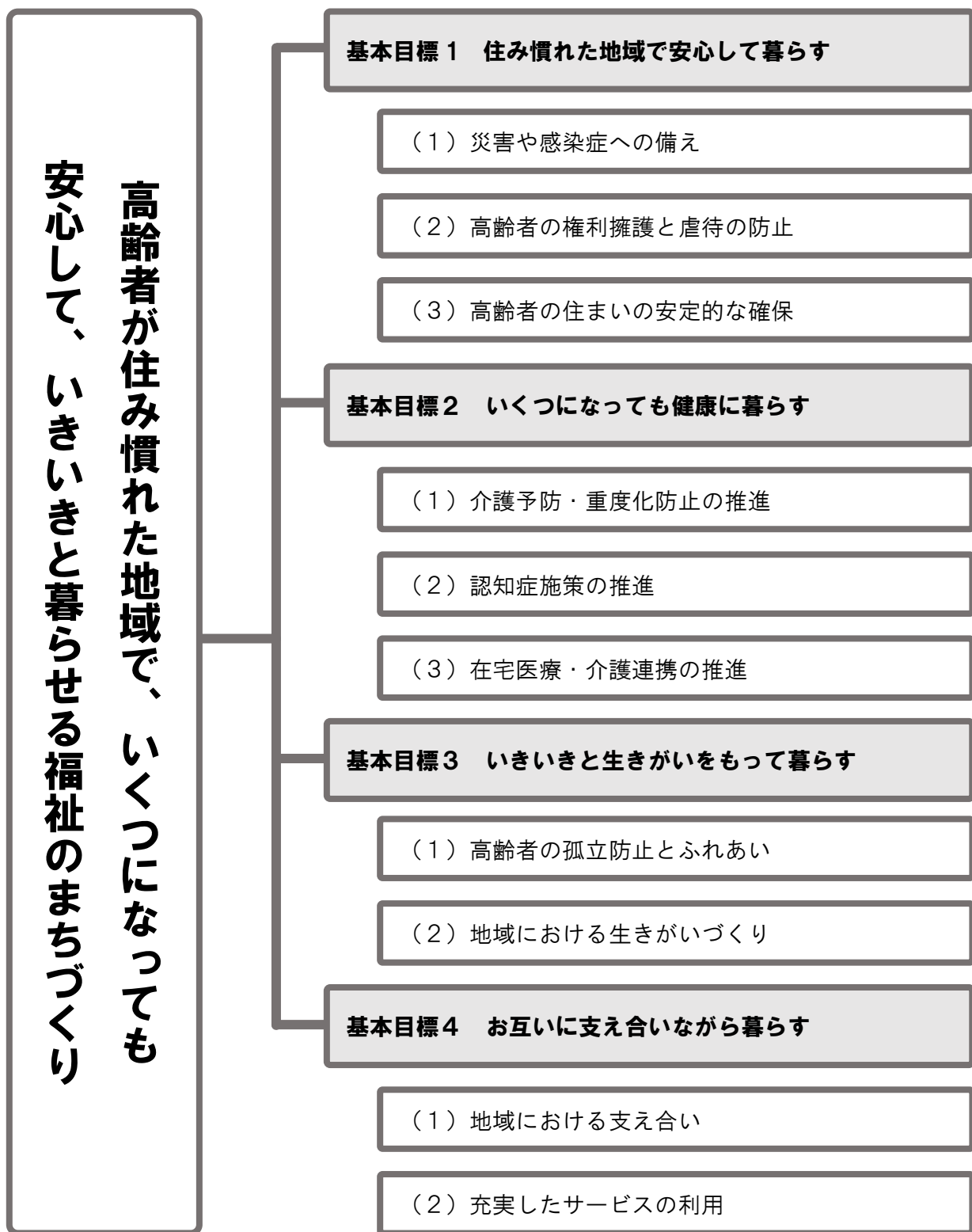
基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らす

基本目標2 いくつになっても健康に暮らす

基本目標3 いきいきと生きがいをもって暮らす

基本目標4 お互いに支え合いながら暮らす

3 施策の体系図



第4章 雲仙市の福祉関連計画が共通して取り組むこと

本市では、地域の課題や資源の状況等に応じて、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉等の各福祉分野が特に連携して取り組むべき事項として以下の取り組みを推進します。

福祉関連計画の共通テーマ

地域のつながりを見つめ直し、災害時に支え合える雲仙市をつくる

少子高齢化を背景に地域コミュニティが変容する中、地域の連帯意識が低下しているといわれていますが、よりよい地域コミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進めるためにも非常に重要です。今一度、改めて地域のつながり・支え合いについて見つめ直し、平常時からの人々の交流を促進することで、災害時にも支え合える地域づくりを進めます。

災害時こそ重要な「身近な地域とのつながり」

防災対策の基本は、

①自助：

住民一人ひとりが自分の命は自分で守る

②互助・共助：

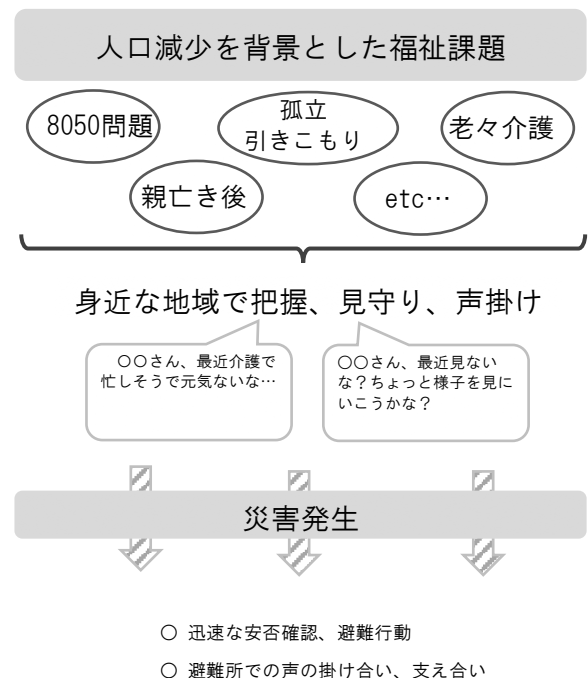
地域住民が連携して地域の安全はみんなで守る

③公助：

行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

上記の3つであるといわれています。これらが上手く連携を保つことで、防災対策は効果を発揮することができます。

互助・共助について、本市の団体ヒアリングでは、「いざ避難というとき、民生委員児童委員が担当地区の人全員を対応することは現実的に難しい」「隣近所での声掛けの方が避難行動に結びつきやすい」といった意見がありました。非常時にこそ、「一人の地域住民として、身近な地域でつながり合う関係が築けているか」がより一層重要となります。



Ⅰ 「顔の見える地域」の維持継続

- ・ 団体ヒアリングでは、国見地区、瑞穂地区、吾妻地区、愛野地区、千々石地区、小浜地区、南串山地区のいずれの地区でも地域のつながりの強さを示す意見が上がりました。
- ・ 地域のつながりの強さは本市の特色の一つですが、少子高齢化や核家族化の進行を背景に希薄化していくことが懸念されます。
- ・ 地域の世代間交流の機会を継続的に確保することで「顔の見える地域」の関係性を維持していく必要があります。

Ⅱ 地域のチカラを結集！ 連携と協働の体制強化

- ・ 団体ヒアリングでは、自治会と民生委員児童委員協議会の連携による見守り支援の必要性や地域の組織間の連携交流の重要性についての意見が多く上がりました。地域によっては、地域住民個人単位での交流はあっても、各団体が組織的に交流したり、互いの活動について知る機会がないケースがみられました。
- ・ これまで地域の福祉活動については、自治会、民生委員児童委員協議会、老人会等の各種団体が、団体ごとの役割分担の中で、地域の特性に合わせたきめ細かな活動を展開してきました。しかし近年、様々な地域活動での担い手不足が課題となっており、今後、活動の維持が困難になっていくことが予測されます。
- ・ これまでの活動を活かしながらも、地域を越えた情報交換や団体間の連携・協力を密にすることで、より効果的に活動を展開していくことが求められます。

Ⅲ 災害時等における早期避難体制の整備

- ・ 近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。本市においても、令和2年の台風第10号では、大きな人的被害はなかったものの、支援を必要とする人の早期避難体制の確保について、課題が浮き彫りとなりました。
- ・ 特に台風の場合は、予報をもとに早めの避難を行うなどの事前の対策を講じることができます。令和2年の台風第10号では、福祉的な支援を必要とする人から避難についての不安の声が多く上がり、急遽市内2か所で高齢、障がい等を理由に通常の避難所では生活が難しい人のための避難所を開設しました。
- ・ 福祉的な支援を必要とする人が、身近な地域で事前に避難できる体制づくりについて、地域と連携して検討していくことが必要です。

各計画の行動目標

共通取り組み項目	地域福祉	高齢者福祉	障がい者福祉
1 「顔の見える地域」の 維持継続	・自治会、学校単位の各種イベント等の機会を活用して、世代間の交流を促進します。	・各種生きがいづくり、サロン活動、介護予防活動の活性化を図り、身近な地域の交流拠点づくりを推進します。	・地域交流、特別支援学校や特別支援学級との交流、障がいの有無に関わらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の推進により、幼少期から地域でともに育つ環境づくりを進めます。
2 地域のチカラを結集！ 連携と協働の体制強化	・自治会、民生委員児童委員協議会が組織的に交流する機会をつくることで、地域の担い手として協働する環境づくりを進めます。	・介護予防事業や、雲仙市シルバー人材センターの事業を通して、元気高齢者が地域の担い手として活躍する機会を確保します。	・障がい者団体と地域団体との交流、連携を進め、障がいについての地域の理解促進を図ることで、障がい者が、日頃生活している身近な地域とのつながりを持てる環境づくりを進めます。
3 災害時等における 早期避難体制の整備	・福祉的な支援を必要とする人が、事前に避難できるよう、防災分野と連携しながら早期避難体制の整備に努めます。	・ひとり暮らしで支援を必要としている人、認知症の人等を隣近所で日頃から見守り合う関係づくりを進めます。	・障がい者が早期に避難できるよう、障がいの特性に合わせた支援体制づくりを進めます。

※インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに教育を受けること。

第5章 施策の展開

基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らす

(1) 災害や感染症への備え

近年、各地で地震や風水害等の大規模な災害が頻発しており、市民の不安感はこれまでになく増大しています。本市では、土砂災害のおそれのある危険箇所や避難所等を掲載した「防災マップ」を作成し、様々な災害に対する知識と備えについて、情報をまとめています。

また、災害時の情報や緊急時の連絡先等をホームページに掲載するとともに、あらゆる機会を活用して市民に対し、周知を行っています。避難行動要支援者名簿の作成と活用については、平時からの地域の見守り体制づくりのため、民生委員児童委員協議会や自治会との連携を強化していきます。

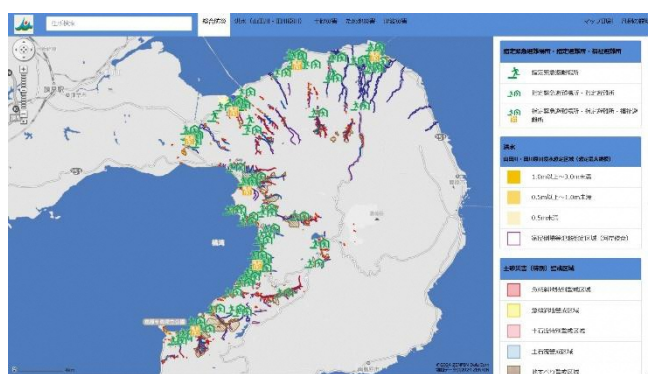
自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくり等、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、雲仙市地域防災計画との整合のもと、充実を図ることが大切です。災害時における要支援者については、個別に災害に対する備えをしていただくよう働きかけるなど、最大限の配慮をしていく必要があります。

さらに、近年新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことにより、介護予防活動やサービス事業所における感染症対策の実施が求められています。感染症に対する適切な情報の提供を行うだけでなく、混雑や密着を避けるなど、地域を集団感染から予防していく必要があります。

防災マップ



防災マップ（WEB版）



施策項目	取り組み内容
災害時の要支援者の避難に係る体制整備	「雲仙市災害時要援護者避難支援計画」等に基づき災害時に適切な避難支援が円滑に行えるよう体制整備を進めます。
災害時の高齢者支援体制の構築	避難行動要支援者の状況把握に努めるとともに、自治会、民生委員児童委員、消防署や警察と連携し災害弱者となり得る高齢者への支援体制を強化します。

施策項目	取り組み内容
避難行動要支援者名簿の作成と活用	緊急時の連絡先等の把握に努めるとともに、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう体制づくりを進めます。
避難支援体制の構築	地域住民や民生委員児童委員、各種団体等が連携し、地域の中でお互いが支え合い、助け合えるような避難支援体制の構築を図ります。
防災知識の普及啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の備えや心構え等防災知識の普及啓発を行います。
防災対策の促進	災害の多様化・複雑化に対応するため、消防・救急機関との連携を強化し、災害に対する迅速かつ適切な活動に努めるとともに、地域における防災対策を推進します。
緊急通報体制等整備事業の推進	ひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時において適切な対応を図るため、緊急通報装置の設置を行うことにより緊急通報体制の整備を推進し、高齢者等の自立した生活の支援と福祉の向上を図ります。
感染症対策の推進	高齢者本人やサービス事業所等が、適切な感染症対策ができるよう、必要な情報の提供を行います。また、感染症対策用品の設備、備蓄を充実させ、混雑や密着を避けるなど、地域を集団感染から予防する取り組みを進めます。

（参考）本市が実施している主な事業

緊急通報装置貸与事業

日常生活を営む上で、常時注意を要するひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置の貸与を行います。なお、申請書を提出していただいた後に、申請者の面談等を行いますので、利用決定や装置の設置まで2週間程度の日数を要します。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
年間設置台数（台）	291	262	241	300	300	332

（２）高齢者の権利擁護と虐待の防止

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人（以下、「当事者」という。）の権利を守るため、その支援者（成年後見人等）を選ぶことで、当事者を法律的に支援する制度です。本市においても、毎年一定の利用がある制度ですが、今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、障がい者の介助者の高齢化が進行することで、成年後見制度への需要が高まると考えられます。いざ判断能力が衰えた状態となったときに、制度の利用を選択肢の一つとして検討できるよう、制度そのものの周知を図ることが必要です。

高齢者虐待防止法では、「65 歳以上の高齢者に対する身体への暴行や、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為、財産を家族らが勝手に処分するなどの行為」を高齢者虐待と定義し、虐待を発見した家族や施設職員等に市町村への通報義務を規定しています。

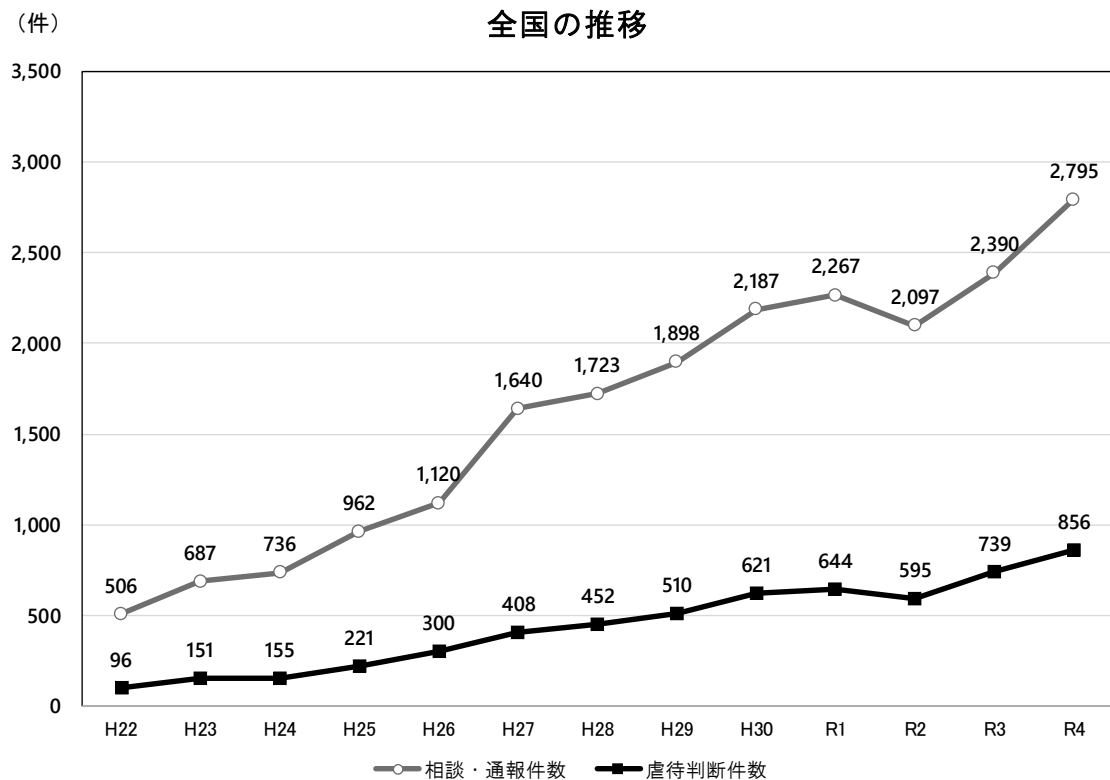
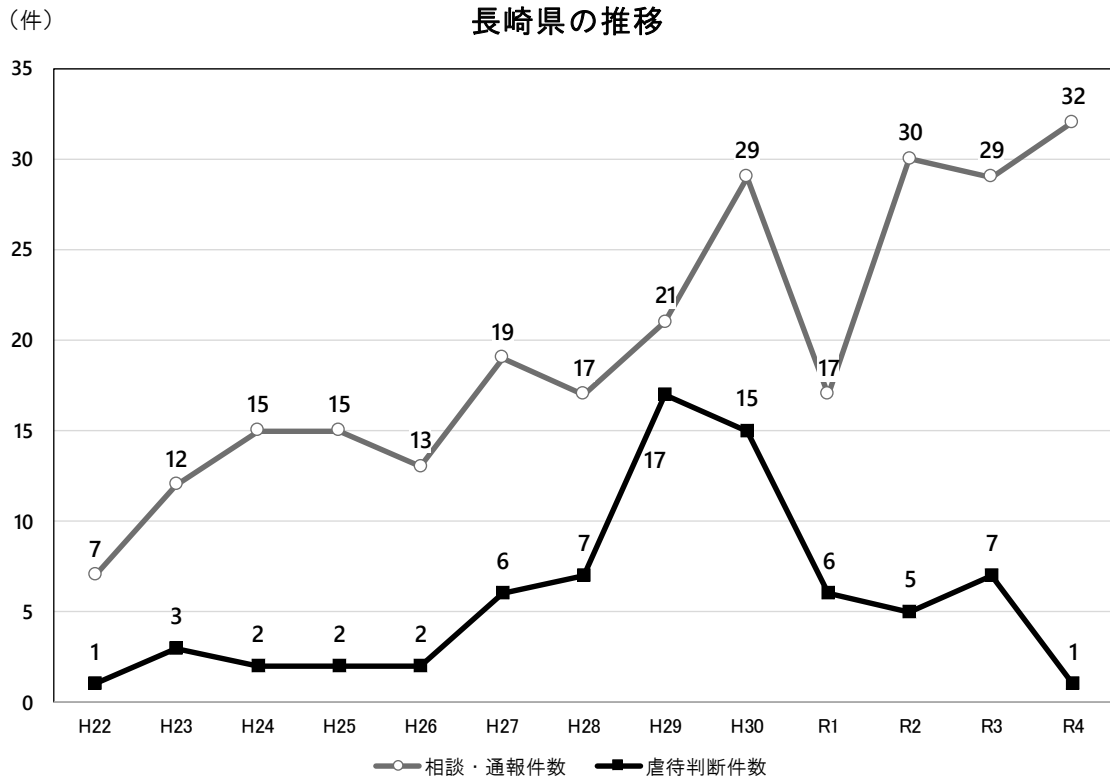
■高齢者虐待の区分とその内容

	内容
身体的虐待	暴力行為や外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為
介護・世話の 放棄・放任	意図的であるか結果的であるかを問わず介護や生活の世話を行っている家族がそれを放棄・放任し、生活環境や身体・精神的状態を悪化させていること
心理的虐待	脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を利用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること

厚生労働省によると、虐待の件数は増加傾向にあります。特に要介護施設従事者による高齢者虐待の相談・通報件数を平成22年度と令和4年度で比較した場合、506件から2,795件へと5.5倍にも増加しています。

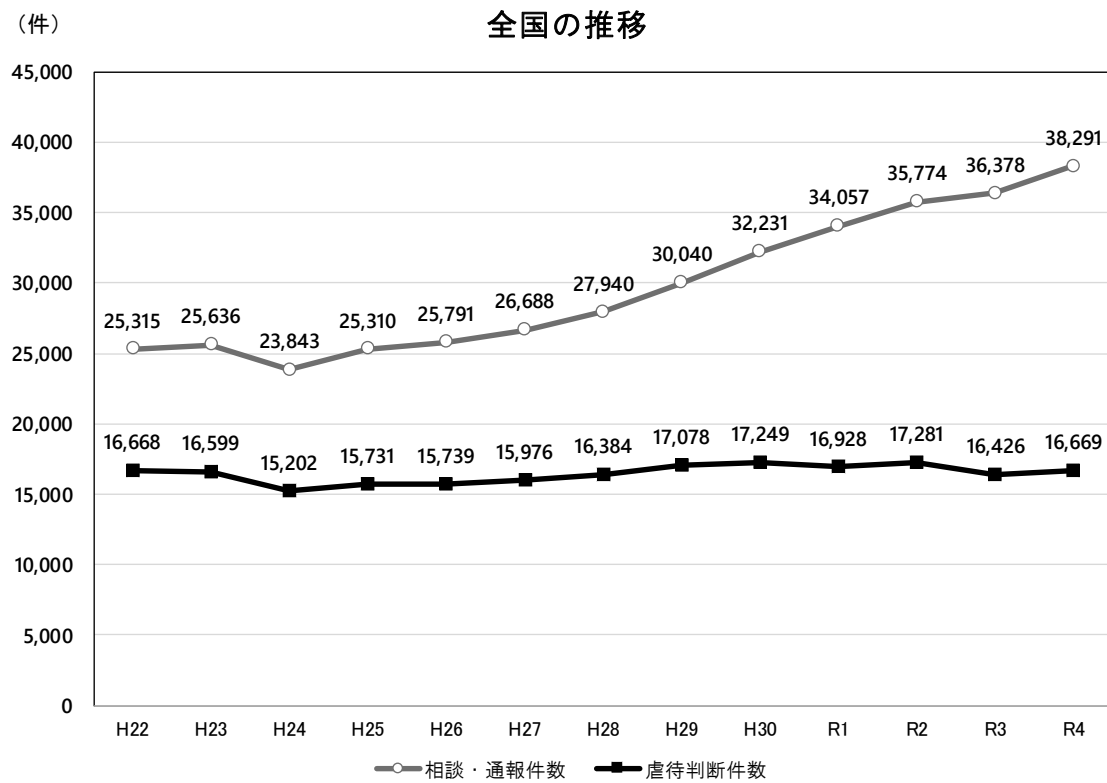
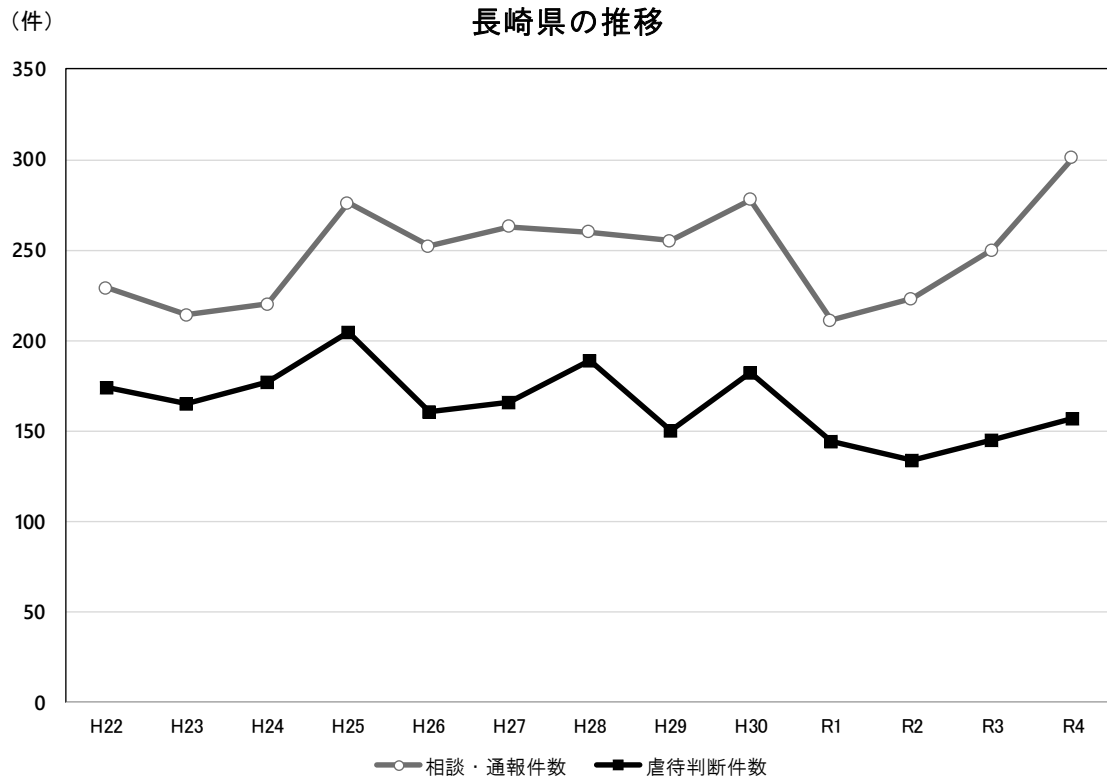
高齢者虐待の防止に向けた取り組みを行うとともに、法に基づく制度の実効性を確保するため、虐待に関する通報を受けた場合の体制整備はもとより、虐待の早期発見・把握に努めていく必要があります。また近年、高齢者を狙った犯罪が増加しており、地域全体で防犯対策の充実を図ることが大切です。

■要介護施設従事者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



資料：長崎県長寿社会課、厚生労働省

■養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



資料：長崎県長寿社会課、厚生労働省

施策項目	取り組み内容
成年後見制度の利用促進	身寄りがなく経済的に制度利用が困難な方に対しては、成年後見人等による支援を受けることができるよう経費の助成を行います。
専門的人材の確保	介護サービス事業者、関係団体、関係機関等の職員に対する権利擁護研修等に取り組んでいきます。
高齢者の権利擁護の視点に立った制度の利用促進	成年後見制度や日常生活自立支援事業※等の普及啓発活動を行い、高齢者の権利擁護の視点に立った制度の利用促進に努めます。
認知症高齢者の権利擁護の推進	認知症高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図るとともに成年後見の担い手として市民後見人の育成を支援します。
高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発	関係部署と連携して、地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、介護保険施設、サービス提供事業者への高齢者虐待防止法の周知を図っていきます。
高齢者虐待相談等窓口の周知	高齢者虐待に関する相談窓口（福祉課、雲仙市地域包括支援センター）の周知を行い、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。
通報（努力）義務の周知	高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民に対して、高齢者虐待防止法で定められている通報（努力）義務の周知を図っていきます。

※日常生活自立支援事業：認知症高齢者等、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する目的で実施しています。

（参考）本市が実施している主な事業

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、成年後見制度を利用することで、対象者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用件数（件）	8	8	12	12	14	15

(3) 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、高齢者の利用に配慮した暮らしやすい住宅を確保することが必要です。本市においても、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備が進んでいます。今後、介護サービスを利用しながら在宅で生活続けたいと希望する高齢者のために、相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備していく必要があります。

■有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置状況

	施設数	定員数
有料老人ホーム（住宅型）	5施設	47人
有料老人ホーム（介護付）	3施設	89人
サービス付き高齢者向け住宅	6施設	133人

資料：長崎県（令和5年7月1日現在）

施策項目	取り組み内容
バリアフリーに配慮した施設整備	高齢者が不便を感じずに公共施設等を利用することができるよう、また、移動時の利便性・安全性の向上を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「長崎県福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリーに配慮した施設整備を進めます。

（参考）本市が実施している主な事業

老人施設（養護老人ホーム）入所事業

環境上の理由及び経済的な理由等により、在宅での生活が困難な高齢者の入所支援を行います。必要に応じ、老人ホームへの入所措置を行います。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
入所者数（人）	153	152	146	152	152	152

生活支援ハウス運営事業

家族による援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安がある高齢者の入所支援を行っています。（施設：国見町の2か所・南串山町の1か所）

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
入所定員数（人）	29	29	29	29	29	29
入所者数（人）	26	26	26	29	29	29

基本目標2 いつになっても健康に暮らす

(1) 介護予防・重度化防止の推進

高齢者が要支援・要介護の状態にならないために、介護予防を推進するとともに、重度化防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。そのためには、要支援・要介護になるリスクを有する高齢者を早期発見し、介護予防の必要な方が自ら意欲をもち、生活の一部として無理なく介護予防に取り組んでいただくことが重要です。

多くの高齢者は自分の健康に大きな関心をもっています。本市では、「健康うんぜん21」（第2次）の中で、高齢者を含むすべての市民の健康づくりを推進しています。高齢者が元気に暮らせるためには心身ともに健康である必要があり、普段からの食生活の改善や運動の習慣化、心の健康づくりがその第一歩となります。本市においても、高齢者が要介護状態にならないために、また要介護認定者の重度化防止のためにも、介護予防活動の推進が重要となっています。介護予防の推進にあたっては、高齢者の運動機能向上だけでなく、専門職等によるフレイル（虚弱）予防や口腔機能の向上、認知症予防等、地域の実情に合わせた効果的な介護予防活動と保健事業の一体的実施を進めていくことが必要です。

高齢者の健康を考える上では、社会的なつながりの強化、地域における支え合いの充実の他、家族との良好な人間関係を保つなど、高齢者が置かれている状況に応じた取り組みが必要となってくることから、雲仙市地域包括支援センターをはじめとする関係機関や地域で活動している様々な組織、地域住民との連携の中で、高齢者の健康づくりにつながる取り組みを継続的に行うことが大切です。

また、高齢者のうつ病の発症は、将来に対する経済的な不安や、身近な人の死、自身の健康問題、退職や子どもが自立した後に生きがいが見出せないなど、様々な要因が複雑に影響していることが考えられます。核家族化の進行や地域社会での人のつながりの希薄化によって、高齢者が孤立しがちとなっていることも遠因とされています。また、うつ病は自殺との関係も示唆されていることから、心の健康づくりの枠組みだけにとどまらず、地域での見守り等、様々な分野にわたる横断的な取り組みが必要です。

施策項目	取り組み内容
介護予防に関する知識の普及啓発	高齢者がいつまでも心身ともに自立し、活動的に暮らすことができるよう、高齢者が自ら取り組む介護予防活動の支援や自主グループの育成を図るとともに、健康相談等を通じた介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。また、介護予防教室のない地域を把握した上で、地域のニーズに合わせて働きかけを行い、立ち上げを支援していきます。
介護予防事業の充実	可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護予防事業を充実します。また、実施においては感染症対策に関する情報を提供することで、感染拡大のリスクを抑制できるよう努めます。

施策項目	取り組み内容
フレイル（高齢者の虚弱）予防の普及啓発	要介護状態の大きな原因である運動器障がいを予防するために介護予防教室に専門職を派遣し、フレイル（高齢者の虚弱）予防の普及啓発に取り組みます。
自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進	市民や事業者等に自立支援・介護予防に関する啓発を行うとともに、介護予防に関する通いの場の充実や多職種連携による取り組みの推進、地域包括支援センターとの連携を進めます。
健康相談の充実	高血圧、糖尿病や脂質異常症、慢性腎臓病等、生活習慣病の改善を図るための訪問や健康相談の充実を図ります。また、健康教室に関しては、各地区や各種団体等できめ細かに実施することで、住民一人ひとりの健康意識の底上げを図ります。
各種検診の充実	疾病の早期発見、早期治療及び医療費抑制を目的に、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、歯周疾患検診等の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。また、各種検診後は、結果に基づき、生活改善の指導や要精検者に対しての受診勧奨等に努めます。
心の健康づくりの推進	心の病やアルコール依存症、認知症等についての啓発活動や自殺予防対策等、心の健康づくりについての関心を高め、身近で気軽に相談できる体制整備を図ります。また、地域の見守り体制を強化することで、些細な困りごとや異変に対しても、適切な支援につながることのできる、孤立させない環境づくりを進めます。

（参考）本市が実施している主な事業

介護予防事業

要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者が、要介護状態に陥ることなく健康な暮らしを送ることができるように介護予防に努めます。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
教室開催回数（回）	898	1,574	1,869	1,670	1,800	1,800
延参加者数（人）	8,308	12,943	13,672	15,046	16,500	17,000
教室数（か所）	50	46	48	48	50	50

（２）認知症施策の推進

認知症施策推進関係閣僚会議（令和元年６月１８日）においてとりまとめられた、「認知症施策推進大綱」では、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会」を目指した認知症施策の推進が求められています。本市においても上記の大綱に基づき、「共生」「予防」を両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・認知症の人への支援・社会参加支援の４つの視点に基づき、施策を推進します。

要支援・要介護状態になるリスクの多くは、年齢を重ねるに従って高くなる傾向にありますが、特に認知症は、加齢によって著しく有病率が高まることが知られています。本市では、認知症高齢者の徘徊対策として、外出時に身に付ける衣服や靴に貼る見守りステッカーを配布しています。ステッカーに印刷されているＱＲコードを読み取ると警察等の連絡先を確認できる仕組みになっており、行方不明時は、「市高齢者等見守りネットワーク推進協議会」に登録されている、市内にある電気・ガス会社、郵便局、新聞販売店等に情報を共有し、業務中に該当者が周囲にいないか注視してもらうことで徘徊時の早期発見につなげています。

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、すべての市民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。とりわけ、認知症高齢者を介護する家族の多くは、他の人に介護の大変さを理解してもらえない、同じ家族でさえもなかなか理解してもらえないといった悩みを抱えていることから、家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的ストレスの軽減を図る取り組みが必要です。

見守りステッカーの配付

**見守りの安心を、
もう一つ追加しました。**

～高齢者等SOSオレンジネットワーク～

認知症などで徘徊があり、見守り支援を希望される高齢者などを対象に、「個人データ」の登録と「見守りステッカー」を配付するサービスを始めました。

【利用の仕方】

- ① 徘徊症状のある人の個人データを登録申請する。
- ② 「見守りステッカー」を受け取る。（１人１０枚）
- ③ ①で登録した人がよく身に付ける、帽子や靴や洋服（襟の裏など）に貼り付ける。

【サービスの内容】

- ・平常時
登録情報を、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事務所で、普段の見守り支援の情報として共有する。

**見守り
ステッカー
配布します！**

QRコードを、スマートフォンなどで読み取ると、その人の氏名や連絡先などが表示されます。



資料：「広報うんぜん」（平成２９年１１月号）

施策項目	取り組み内容
認知症に対する理解の促進	地域全体で認知症高齢者を支え、見守ることができるように認知症に対する対応方法等を学ぶための講習会を、市民を対象に実施し、認知症の理解の促進に努めます。
認知症サポーターの養成	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターを養成する講座を開催します。
認知症高齢者やその家族に対する情報提供	認知症高齢者の尊厳が守られ、在宅生活を継続することができる社会となるよう、医療機関や利用可能な社会資源、相談窓口等の情報提供を行います。
認知症予防対策の推進	早期の予防として、高血圧、糖尿病等の生活習慣予防対策に重点を置くことで、若年期における認知症の予防を強化し、教育や相談を推進します。
認知症高齢者やその家族に対する相談窓口の充実	家族だけで問題を抱え込まず、本人と家族の状態にあった適切なサービスが受けられるよう、関係機関と連携した相談窓口の充実を図ります。
認知症高齢者に対するサービス提供体制の整備	認知症高齢者のそれぞれの身体、精神、生活環境状態の実態を早期に把握し、重度化を防ぐための認知症ケアパス等を活用しながら適正な介護サービスの提供について検討するとともに、地域の支援を含めた総合支援体制を整備します。
認知症高齢者の権利擁護の推進	認知症高齢者の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
学校における福祉教育の推進	小中学校との連携を図り、体験学習や実践活動、認知症サポーター養成講座等の受講を通じて、ボランティア精神や助け合いの心の醸成に努めます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者の健康づくりには、高齢者が身近なところで安心して、適切な保健や医療・介護が受けられる環境を整えることも重要です。医師会等関係機関との連携を強化し、救急医療体制の維持や充実を図るとともに、医療機関や保険制度等の情報提供を行い、いつでも安心して受診や相談ができるかかりつけ医の普及を推進する必要があります。本市では、平成30年度に在宅医療・介護連携推進協議会、在宅医療・介護連携相談センターを設置し、連携体制を強化しています。

今後は、引き続き医療や介護に従事する関係者同士の連携や研修を行い、スムーズな在宅医療・介護連携体制の構築を目指すとともに、リハビリ専門職等の連携により、地域の介護予防教室等においても、リハビリテーションの視点を取り入れた活動を行うことで、より効果的な「自立支援・重度化防止」に取り組むことが求められます。

施策項目	取り組み内容
地域の医療・介護資源の把握	地域の医療機関・介護事業者等の所在地、機能等の情報を収集するとともに、市が把握している情報と合わせて、マップやリストを活用し、情報を共有できる仕組みをつくります。
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の課題の抽出、解決策等の協議を行います。
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力により、医療から介護、介護から医療へ、切れ目なく一体的に提供される体制の構築を推進します。
在宅医療・介護関係者の情報共有の支援	地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、医療・介護等に関する情報を共有できるよう支援します。また、在宅での看取りや急変時の情報共有にも活用します。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅医療介護連携相談センターに医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、地域の医療・介護関係者から、在宅医療、介護サービスに関する相談を受け付けます。利用者・患者または家族の要望を踏まえ、地域の医療機関・介護事業者を案内し、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整を行います。
医療・介護関係者の研修	地域の医療関係者への介護の研修会、介護関係者への医療の研修会を開催し、相互の理解を深める取り組みを行います。また、医療・介護に関わる多くの専門職が連携できるよう（多職種連携）、それぞれの現状についてグループワーク等の研修を行います。

施策項目	取り組み内容
地域住民への普及啓発	在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布、市のホームページの活用等により、住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。
在宅医療・介護連携に関する関係自治体の連携	二次医療圏（県南圏域）内にある自治体（本市、島原市、南島原市）が連携し、圏内の病院から退院後の円滑な医療・介護サービスの提供に向けた協力を行います。また、高齢者の心身の状態や要支援・要介護認定状況に応じた適切なリハビリテーションの提供に向けて、病院や診療所、介護サービス事業所等に勤務するリハビリ専門職等の連携体制の構築を支援します。

基本目標3 いきいきと生きがいをもって暮らす

(1) 高齢者の孤立防止とふれあい

閉じこもり状態が続くと、心身の機能低下等を引き起こし、要介護状態になったり、介護度が上がったりすることが考えられることから、高齢者に外出を促すことは、閉じこもり予防に有効であると考えられます。生きがいのあるまちづくりには、高齢者が気軽に集い、多くの人とふれあうことができる憩いの場の創出が欠かせません。ふれあいの場の創出に取り組むことは、閉じこもりリスクのみならず、運動機能やその他のリスク要因を低減させることも期待できると考えられます。

施策項目	取り組み内容
孤立死や高齢者の所在不明への対応	高齢者等見守りネットワーク推進協議会により、高齢者等の見守り事業の協議に加え、ひとり歩きの高齢者を想定した模擬訓練を実施し、高齢者の孤立死や所在不明への対応の充実に努めます。
高齢者の活動拠点としての施設の活用	高齢者の生きがい活動を支援するとともに、ひとり暮らし、閉じこもりがちな高齢者等の活動拠点として、既存施設の活用を図ります。
地域との連携	閉じこもりがちな高齢者に外出への意欲をもっていただくよう、老人クラブや民生委員児童委員等と連携し、様々な場へ的高齢者の社会参加を働きかけます。
生涯スポーツの推進と指導者の確保	高齢者がスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、体力に応じた生涯スポーツの推進とその指導者の確保に努めます。

(参考) 本市が実施している主な事業

高齢者交通費助成事業

タクシー料金の一部を助成することで経済的負担を軽減し、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活することを支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とします。

付対象者（本人）	利用券交付枚数	助成額
①70歳以上の人	72 枚	タクシー料金の3割 (上限額 800 円)
②運転経歴証明書提示者	108 枚(最大)	

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
交付者数（人）	2,828	2,829	2,729	2,677	2,500	2,323

(2) 地域における生きがいづくり

高齢者が生きがいをもって暮らすためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

近年、高齢者の人口が増加していますが、このことは様々な経歴を有する貴重な人材が地域に増加していることに他なりません。高齢者が、それぞれの能力や経験を活かして社会参加し、地域社会等で様々な役割を担い、活躍することが期待されています。このため、高齢者の意欲に応じて地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。

また、高齢者に多様な学びの場を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいづくりの重要な要素となります。高齢者の学びの場としては、公民館等での各種講座、教室があり、また、老人クラブでも様々な活動が行われています。生涯学習については、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人ひとりが自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的に関わっていく必要があります。

施策項目	取り組み内容
ボランティアの養成、推進	元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるなど地域に密着したボランティア活動を支援します。
高齢者の就労促進	働く意欲のある高齢者が生きがいをもてるよう、就労の促進を図ります。
雲仙市シルバー人材センターへの支援	高齢者の就業を促進するため、シルバー人材センターの円滑な運営の支援を行います。また、関係各課とも連携し、新規事業の立ち上げ等、事業を推進していきます。
老人クラブ活動の促進	老人クラブが相互交流を行える憩い・生きがいづくりの場や介護予防への取り組みができる教育・実践の場としてより充実した活動を実施することができるよう、老人クラブ連合会と連携を図りながら支援を行っていきます。
生涯学習環境の整備	市民の誰もが、自由に学習機会を選択して学ぶことができるような生涯学習社会の構築を目指して、学習情報の提供と学習内容の充実を図ります。
地域コミュニティの活性化と世代間交流	高齢者から子どもまで参加できるような地域での活動を推進し、地域コミュニティの活性化を図りながら世代間交流による高齢者の活躍の場が提供できるよう努めます。

（参考）本市が実施している主な事業

敬老祝金等支給事業

高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝福するため、当該年度に下記の年齢に到達する人に、敬老祝金、長寿祝金を給付し、もって高齢者の福祉の向上を図ります。

敬老祝金	88歳到達者（当該年度4月2日生～翌年度4月1日生）
長寿祝金	100歳到達者（100歳の誕生日を迎えられた人）

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
88歳到達者（人）	377	330	375	385	351	345
100歳到達者（人）	35	27	35	34	36	38

金婚式事業

金婚式を迎えられたご夫婦に対し慶祝状及び記念品を贈呈し、もって高齢者の福祉の向上を図ります。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
申請組数（組）	64	70	33	76	70	64

老人クラブ活動等助成事業

高齢者の生活を健全で豊かにするために、老人クラブ連合会が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、高齢者福祉の推進を図ります。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
クラブ数（か所）	90	86	85	81	81	102

高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター）

シルバー人材センターの健全な育成を図るため、センターに対し、その運営に要する経費の一部として補助金を交付します。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
会員数（人）	198	185	204	204	220	237

基本目標4 お互いに支え合いながら暮らす

(1) 地域における支え合い

少子高齢化、核家族化に加え、生活様式の変化、価値観の多様化等によって、地域のつながりはどんどん希薄になっているといわれています。一方で、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、人間的なふれあいを深める中で支援する互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。また、引きこもりの子が50代となり、その生活を80代の親が支えている「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、さらに、配偶者等の介護も伴う「トリプルケア」等、市民への支援ニーズが複雑化・多様化しています。相談に対応する支援者の専門性の向上や関係機関の分野を超えた連携により、多様な福祉課題に対応できる体制づくりが必要です。

本市には、行政が提供する公的なサービスの他に、市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が実施するサービスやその他の主体によるサービス等によって地域を支えています。地区ごとに多様な特性のある本市において地域包括ケアシステムの構築を進めるには、各地区の資源、特性を活かした生活支援体制の整備と、その中心となる生活支援コーディネーターの配置が必要です。

行政による啓発活動、各種団体・組織をネットワーク化していくための支援、情報提供等の支援も必要ですが、市民が主体となった地域福祉の推進も必要であり、地域組織や各種ボランティア、個人を中心に住民主体の活動を発展させていく必要があります。

施策項目	取り組み内容
雲仙市地域包括支援センターの周知と体制整備	高齢者やその家族等からの相談に対応する窓口として地域包括支援センターの周知に努めるとともに、相談者のニーズに対応できるよう体制整備を図ります。
雲仙市地域福祉計画との連携	市民が主体となった地域福祉を推進するために、雲仙市地域福祉計画と連携し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう取り組んでいきます。
生活支援体制の整備	地域での課題を発見し、各地域の特性を活かして、不足する資源の創出や担い手の育成等を行う体制を整備するため、市社会福祉協議会と連携して、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を進めます。

（２）充実したサービスの利用

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、本人や家族の希望や状況に応じて、身近な地域で適切な介護サービスが受けられる地域密着型サービスの充実を図る必要があります。

医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化、多様化に対応できる介護人材の質的向上が課題となっています。一方、介護従事者は全国的に離職率が高い傾向にあり、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。また、家族介護者の高齢化が進んでいることから、介護者の負担を軽減するための支援についても充実を図ります。

施策項目	取り組み内容
生活支援のための各種補助事業の充実	介護の必要な高齢者やその家族に向けた各種サービスの実施により、在宅高齢者の生活支援を図ります。
福祉サービスのＰＲ	福祉サービスに関する情報の周知を図るため、ホームページの活用や冊子の配布による福祉制度の周知を図ります。
総合的な保健福祉相談・情報の提供	市民が自らの選択で適切なサービスを受けることができるよう、サービスの内容や利用要件、サービス提供事業所等に関する情報の普及啓発に努めます。
家族介護者等への支援	介護者を介護から一時的に解放することで介護者の心身をリフレッシュさせる事業や介護者相互の交流等の事業を推進します。

（参考）本市が実施している主な事業

生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ事業）

一時的に養護する必要がある高齢者に対して、養護老人ホームの空きベッドを利用し、短期間（原則７日以内）の宿泊を可能とします。また、平成３０年度から、虐待事例に対応するため、シェルター機能をもたせています。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８
利用者数（人）	４	１２	１０	９	９	９
利用日数（日）	３３	８９	６５	６３	６３	６３

高齢者等戸別収集支援事業

家庭において排出される家庭系ごみをごみステーションまで排出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯に対し、戸別収集を行い支援し、あわせて声かけ等の安否確認を行います。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８
利用者数（人）	１１２	１１６	１１７	１１０	１１０	１１０

家族介護支援対策事業（家族介護慰労金支給事業）

要介護４または５で、寝たきりまたは認知症状を有する高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護慰労金を支給します。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８
対象者数（人）	79	85	79	78	79	76

家族介護支援対策事業（家族介護用品購入費助成事業）

要介護４または５で、寝たきりまたは認知症状を有する高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品購入に係る費用について助成します。

(年度)	実績（見込み）			計画		
	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８
対象者数（人）	94	97	87	89	87	88

第 7 期高齢者福祉計画



令和 6 年 3 月

編集発行 雲仙市健康福祉部（福祉事務所）

〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地

TEL : 0957-36-2500 FAX : 0957-36-8900